

業務仕様書

1 件名

門司港レトロ30th 関門周遊企画管理運営業務

2 委託者

北九州市

3 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4 目的

関門地区は源平合戦や近代建築などの歴史や文化、関門海峡の雄大な景観といった観光資源に恵まれているにも関わらず、認知される機会が少ない状況にある。本事業を通して、関門地区の認知度向上を図るとともに、関門地区を面とする仕掛けにより新たな魅力を発掘するもの。

5 業務内容

- (1) 関門地区謎解き企画立案、プロデュース及び運営
- (2) 広報活動
- (3) アンケートの収集及びデータ集計
- (4) 報告関係書類の作成
- (5) その他、(1)～(4)に付随する業務

6 仕様

- (1) 関門地区謎解き企画立案、プロデュース及び運営

- ①実施期間

- 令和7年11月7日（金）～令和8年3月1日（日）

- ②対象エリア

- 門司港レトロ地区、和布刈地区、栄町商店街地区、清滝地区、下関市

- ③参加費

- 無料

- ④対象年齢

- 小学生～成人まで参加できる内容とする

- ⑤メインターゲット

- Z世代(平成8年以降に生まれた若い世代)および親子連れとする。

⑥対象数

3,000人

⑦訪問スポット

- ・下記地区を回遊するコースとすること。

ア【門司港レトロ地区】

門司港駅、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、
大連友好記念館、旧大連航路上屋 等

イ【和布刈地区】

唐人墓、門司城跡、古城砲台跡、壇ノ浦合戦壁画、明石与次兵衛塔、
門司関址、平家一杯水、日本初の海底電信線の敷設 等

ウ【栄町商店街地区】

栄町銀天街、仲町通り

エ【清滝地区】

清滝通り、三宜楼

オ【下関市】

下関駅の振鈴、蜂谷ビル(旧不動貯金銀行下関支店)、山口銀行旧本店、
中国労働金庫下関支店、下関南部町郵便局庁舎、旧秋田商会ビル、
関門ビル、旧下関英国領事館、旧宮崎商館、壇之浦古戦場源平像
長州藩下関前田台場跡、赤間神宮 等

- ・周遊コースは2つ以上設定すること。難易度が低いものは、短時間で回れるスポットを指定し、難易度が高いものは、広範囲でスポットを指定すること。

【例】

易：門司港レトロ地区、下関市

難：和布刈地区、栄町銀天街地区、清滝地区

- ・問題のヒントや解答は実際にスポットを訪れなければ分からない仕様に努めること。

⑧内容

- ・関門地区の歴史、景観及び文化などの魅力を学ぶことができるストーリーでの謎解きを考案し、ゲーム感覚で楽しめる内容とすること。
- ・本業務の目的を達成するうえで、ターゲットや目標値を具体的に設定し、企画書に記載すること。
- ・謎解きキット（印刷物）、およびスマートフォンを活用し参加、回答できるものとする。
- ・工作物を設置する場合は、関係機関との調整の上、設置すること。

⑨謎解きキット（印刷物）

- ・サイズは提案によるものとする。

- ・遊び方、各スポットの歴史や文化等の説明文、観光情報、スポットの位置が分かるマップを記載すること。
- ・イラストやキャラクター等を製作し、思わず参加したくなるデザインとすること。
- ・回答フォームを含めること。

⑩景品のとりまとめ及び発送

- ・謎解きクリア者の中から抽選で選ばれた方に対して景品を贈ること。
- ・謎解きクリア者の管理、抽選及び景品に係る経費（購入費、梱包費、発送費等）は本委託業務に含むものとする。
- ・謎解きクリア者からの応募はイベント専用ホームページを基本とするが、印刷物や郵便による応募も対応すること。
- ・景品の内容や数量は提案によるものとする。ただし、関門地区の魅力を PR できる内容とすること。
- ・同一人物が重複して景品を受けることがないように措置を講じること。

⑪専用ホームページ

- ・本イベント専用ホームページを作成すること。なお、ホームページはスマホ対応必須とする。
- ・ホームページは SSL 対応とし、通信を暗号化すること。
- ・ホームページには、遊び方、謎解きキット（データ）、スポットの位置が分かるマップ、回答入力フォーム、注意事項等を掲載すること。
- ・ホームページ公開に係る一切の費用（ドメイン料、レンタル料、サーバー使用料、保守メンテナンス等）は本委託業務に含むものとする。

⑫制作物

ア 謎解きキット

- ・イベントの進行に使用するだけでなく、PR もできるものとする。
- ・掲載内容、サイズ、部数、質感は提案によるものとする。

イ 広報物

- ・イベントの認知と集客に向けて、幅広い年齢層に対して効果的な広告物を制作すること。
- ・広告物としては、チラシ（A4、カラー）、ポスター（B2、カラー）等の制作すること。

※謎解きキットまたはチラシに想定されるアクセス手段を記載すること。

※発注者が指定する場所に発送すること。

- ・その他、謎解きに必要なグッズを制作すること。
- ・作成した印刷物のデータは CD-R で納品すること。
- ・印刷や配送に係る経費（運搬料や手数料等）は受注者の負担とすること。

7 業務計画書、報告書の作成

- (1) 業務計画書を提出すること。

【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課

【提出方法】紙

【提出期限】令和7年8月5日(火)

- (2) 業務完了報告書、実績報告書、アンケート結果、記録写真を提出すること。また、アンケート結果の分析については、事前に事業効果の検証に向けての内容(参加者数、前後の行動等、すべての制作物・広報に関する成果、その他実績内容の説明に必要とするもの等)を市と協議すること。

【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課

【提出方法】紙、データ納品

【提出期限】令和8年3月31日(火)

8 その他留意事項

- (1) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱いを確保するものとする。
- (2) 肖像権や意匠等の権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了解を得ることとする。
- (3) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が追うものとする。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は発注者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。また、発注者が業務の履行に関し受託者に報告を求めた時には直ちに応じること。
- (6) 当該イベントの実施にあたり生じる許可申請書類一式の作成・申請等を行う。申請に伴い発生する費用については受託者において負担すること。
- (7) 当該イベントの開催にあたり傷害保険に加入するなど、参加者が事故を被った場合に備え、受託者の責任で対応すること。
- (8) 受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得たとき又は発注者と協議を行った上で再委託した方が効果的と判断された場合はこの限りではない。再委託先の行った作業の結果については受託者が全責任を負うこと。
- (9) 契約金額には委託契約の履行に必要な一切の経費(事前取材、交通費等)を含む。

- (10) 本業務の遂行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。
- (11) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、市に帰属するものとする。
- (12) 受注者は、委託業務の実施（処理）上得た個人情報記録された文書、磁気ディスク、データその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄・削除しなければならない。
- (13) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は速やかに受託者及び発注者で協議して決定する。
- (14) 本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。
- (15) 受託者は、北九州市契約規則及びその他の関係規則を遵守すること。